

# 埼玉県ボクシング連盟

## 賛助会員規約

### (賛助会員)

第1条 賛助会員とは、埼玉県ボクシング連盟の主旨に賛同する団体(法人)・個人で理事会の承認をうけたものとする。

### (会費)

第2条 埼玉県ボクシング連盟定款第7条3に定める会費は、個人会員は年額1口あたり5,000円、法人会員は年額10,000円からとする。入会時の口数は1口以上とし上限は定めのないものとする。

### (会員年度)

第3条 賛助会員の資格は年度単位とし、4月1日から3月31日までとする。年度の途中で賛助会員となった場合、その資格期間は3月31日までとする。

### (賛助会員の表示)

第4条 賛助会員は、埼玉県ボクシング連盟の役員名簿に賛助会員として氏名もしくは団体名(企業名)を記載するものとする。

### (議決権)

第5条 賛助会員は埼玉県ボクシング連盟の総会における議決権を持たない。

### (退会)

第6条 会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会出来るただし、既に納入された年会費は返納しない。

### (除名)

第7条 会員が本連盟の定款、本規約に違反した場合、故意、過失に問わず連盟の名誉を傷つけまたは目的に反する行為を行った場合、これを除名することが出来る。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当核会員から第三者への資格の継承は出来ない。

### (附則)

1) 本規約は平成30年4月1日から施工する。